

## 小森 陽一さんの憲法講座

### 4

# 秋の臨時国会から「憲法審査会」 今後の動き正確に把握し運動を

2007年5月14日、与党自民党と公明党は、改憲手続き法である「国民投票法案」の成立を強行しました。世論の圧倒的多数が「反対」または「慎重審議」を要求していたのを無視した、安倍晋三政権の数の力による暴走です。「任期中に改憲する」「今国会中の法案成立」という安倍首相の発言に基づき、参院選に向けて指導力を示すための個別個略のために、行政府（内閣）が立法府に介入するという三権分

立の破壊でもありません。最低投票率が決められておらず、少数で改憲ができる、500万人以上の教職員と公務員の運動制限、テレビCMは野放しでお金で改憲を買う、といった改憲手続き法の問題は、草の根の運動の力で、マスコミでも報道されるようになりました。4月期のすべての世論調査で、「9条を変えてはならない」という声が多数派となり、松岡利勝農水相の自殺により、安倍内閣への支持率は、

30%台に急落しています。今こそ運動を大きく広げるチャンスです。そのためにも、5月18日に公布された改憲手続き法による、今後の動きを正確に把握しておく必要があります。秋の臨時国会から、改憲論議は「憲法審査会」で行われることとなります。「憲法審査会」では、改憲の「原案」の起草とその審査が行われます。公布後3年間は凍結となっており、しかし、改憲派は、「原案」の基になる「大

綱」の起草はただちに可能だとして「衆参合同審査会」で「大綱」案の調整を行うとしています。他方、安倍首相は「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」という、安倍ブレンだけに よる私的諮問機関をつくり、解釈改憲で「集団的自衛権」の行使に道を開こうとしています。改憲手続き法の強行で民主党を離反させてしまったわけですから、参院選の結果を踏まえ、「憲法審査会」と「懇談会」での議論をリンクさせながら、憲法9条2項を削除し、「自衛軍」によるアメリカとの「集団的自衛権」の行使を容認する世論形成がねらわれているわけです。